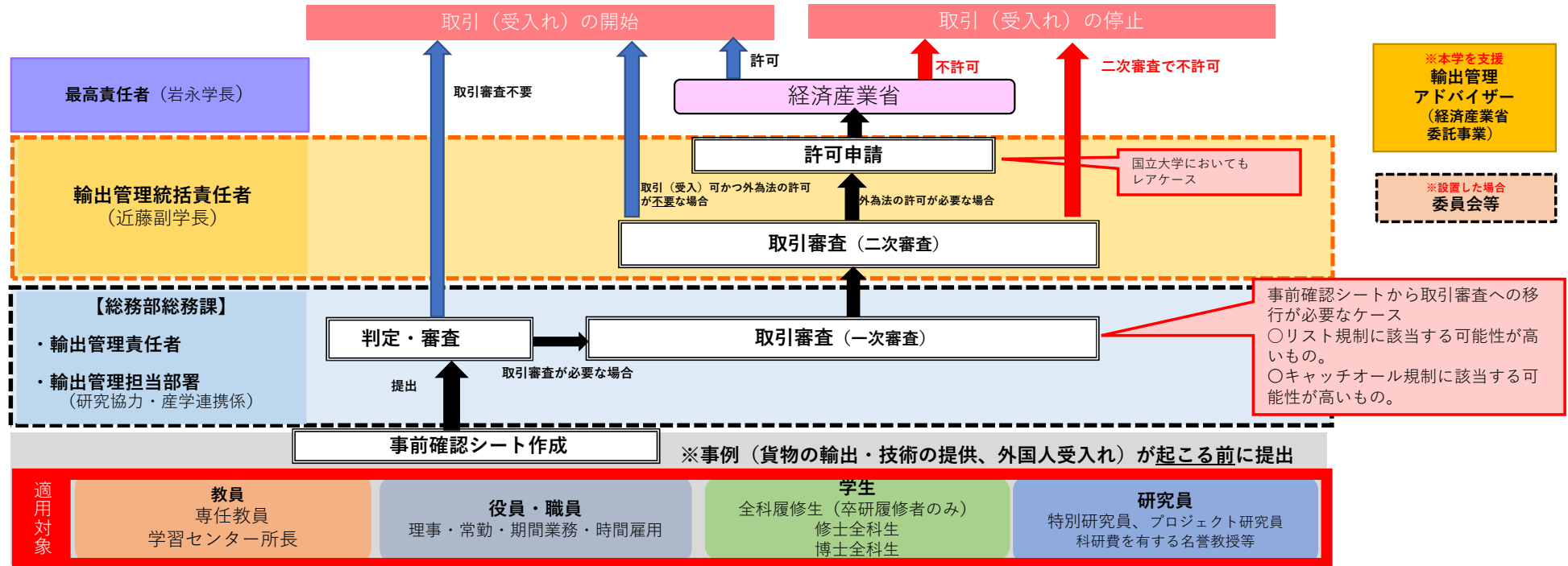


# 放送大学学園 安全保障輸出管理体制について

## 【学内の手続きについて】

- ・教職員等から「事前確認シート」を提出してもらい、事前確認により詳細な取引審査が必要か判断する。
- ・取引審査により組織として取引（受入れ）を行うか判断し、行う場合、経済産業省の許可が必要かを判断する。
- ・許可が必要な場合、経済産業省の許可取得後、取引（受入れ）を開始する。



## このような場合（輸出管理対象となる具体例）

- ・海外の研究者との研究データ等のやり取り
- ・海外への研究資機材等の持ち出し・送付
- ・外国出張・一時帰国
- ・外国からの研究者の訪問
- ・非公開の講演会等における発表 等

## このような申請（事前に申請が必要な書類）

- ・【様式第1号①】事前確認シート【技術の提供・貨物の輸出用】
- ・【様式第1号②】事前確認シート【外国人の受入用】

※以下は必要に応じて提出

- ・【様式第2号】該非判定票
- ・【様式第3号】キャッチオール規制チェックシート
- ・【様式第4号①】取引審査票（技術の提供・貨物の輸出用）
- ・【様式第4号②】取引審査票（外国人（研究者・教員・訪問者等）又は特定類型該当者受入れ用）